

社福は仙発第 309 号
令和 7 年 8 月 18 日

教育・保育給付認定保護者 各位

社会福祉法人はなさき仙北
理事長 倉 橋 典 夫
(公印省略)

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 6 年度、本法人（各幼保連携型認定こども園）が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、公定価格の額（別紙参照）から、利用者負担金（すこやか子育て支援事業保育料助成前の保育料の額）を減じた額となります。具体的な額を確認したい場合は、お手数ですが、法人事務局までお問い合わせください。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から各園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和 6 年度の実績を御報告するものです。あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担（保育料）の支払い等が発生するものではありません。